



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

正社員と非正規社員との給与格差の是正方法に関する判例及び11月1日に施行されるフリーランス保護新法について概説します。

## ◇裁判例紹介(非正規社員との格差是正のための減給)

パートタイム・有期雇用労働法の改正により、正社員と非正規社員との間の待遇に不合理となる相違を設けてはならないとの規定が設けられましたが、相違を解消するために**正規社員の手当が減少するような報酬改定を行っても良いのかという点について裁判所の判断が示されました**のでご紹介します。なお、最高裁が令和6年7月に判断を示したようですが、最高裁決定の原文が現時点で確認できませんので、第一審判決（山口地判令和5年5月24日）によります。

### 1. 事案の概要

病院を経営する社会福祉法人は、パートタイム・有期雇用労働法の改正により内部規程を見直す必要や、病院の経営状態も勘案し、**就業規則及び給与規程を改定し、一部の手当を廃止して新たな手当を支給することとしました。当該改定の結果、賃金が減少した職員が就業規則等の変更について労働契約法10条の合理性を欠いているから同法9条により無効であって改定前の規定に基づく給与が支給されるべきである旨を主張しました。**

### 2. 判決理由

裁判所は、就業規則等の改定により**労働者に生じる不利益の程度、変更の必要性、改定内容の相当性及び労使交渉の経過を勘案した**うえ、本件では非正規職員への手当の拡充を行うに際して正規職員との間の格差について合理的説明が可能か否かの検討を迫られる中で、病院の長期的な経営の観点から人件費の増加にも配慮する必要があったことから、**正規職員が被る不利益の程度を抑えることも検討・実施され、組合の意見も取り入れるなどして規程が見直されたことを評価し、就業規則等の改定について合理性・相当性を認めました。**

### 3. コメント

正規職員と非正規職員の待遇差を是正するためには、企業の置かれた環境や就業規則の規定内容等に応じて、結果として正規職員の給与が減少するような規定改定を行ったとしても、合理的な範囲であれば有効である旨を判断した事例であって参考になるものと考えます。

## ◆フリーランス・事業者間取引適正化法の成立

2023年4月に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化法)が、2024年11月1日から施行されます。その内容の一部については、本紙No.76(2023年6月)で解説しましたが、本稿では、本法が適用される当事者と取引についてご説明します。

### 1. 法律の適用対象

本法は、事業者が他の事業者（フリーランス）

に業務委託する取引をその適用対象としています。ポイントは、**事業者同士の取引（いわゆるB to B）のみを対象とし、事業者と消費者との取引（B to C）には適用されない点です。**

### 1. 業務を受託する事業者（フリーランス）

本法の適用対象となる「**特定受託事業者**」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①個人であって、従業員を使用しないもの
- ②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

\*特定の事業者から雇用されている個人が、個人事業主として、事業者から業務を受託する副業を行っている場合にも、特定受託事業者に該当します。

\*「従業員を使用」とは、所定労働時間が週20時間以上、かつ、31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することをいい、派遣労働者を受け入れる場合も含まれます。但し、同居親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」には該当しません。

### 2. 業務を発注する事業者

#### (1) 特定業務委託事業者

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①個人であって、従業員を使用するもの
- ②法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

#### (2) 業務委託事業者

フリーランスに業務委託をする事業者をいい、発注者自身がフリーランスである場合も含まれます。

### 3. 業務委託

「業務委託」とは、次の行為を指します。

- ①事業者が事業のために他の事業者**に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成**を依頼すること
- ②事業者がその事業のために他の事業者**に役務の提供**を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）

（弁護士友成、弁護士門屋）

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

## ◆労働者災害補償保険法施行規則の改正(R6. 11. 1)

上記フリーランス新法の施行に合わせて、**業種を問わず「特定受託事業者」であれば労災保険の「特別加入」を可能とする労働者災害補償保険法施行規則の改正が行われます。**フリーランスも労働保険に特別加入することで、工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して補償を受けられるようになります。詳細は、厚生労働省のホームページをご参照下さい。